

おおいた人権相談ネットワーク協議会会則

(名称)

第1条 本会は、おおいた人権相談ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大分県内に所在する人権に関する相談にかかわる機関等が連携・協働し、県民からの人権に関する相談に対して効果的に対応することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相談機関相互の連携に関する事
- (2) 相談機関相互の情報交換に関する事
- (3) 相談員の資質向上のための研修に関する事
- (4) 相談窓口の広報に関する事
- (5) その他、目的の達成に必要な事

(構成及び新規会員の条件)

第4条 協議会は、大分県内の人権に関する相談にかかわる機関等で、第2条の目的に賛同する次の機関及び団体で構成する。

- 1 (1) 国、県、市町村の機関
 - (2) (1)の機関と密接な連携・協働関係にある公益法人またはその機関、NPO等
- 2 新規に協議会会員になるには、次の条件を満たすこととする。

(1) 人権相談、人権擁護に関する事業を3年以上行っていること。

(2) 定款、規約等を持ち、これまでの活動実績を証明できること。

(会議及び研修会の開催)

第5条 事務局は、協議会の活動を円滑に進めるとともに、柔軟かつ効率的な運営を図るため、必要に応じて会議を開催したり、協議会会員の資質の向上のために研修会を開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課に置く。

附 則

この会則は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

改正後の会則は、平成29年6月23日から適用する。

附 則

改正後の会則は、令和2年4月1日から適用する。